

# CIRCULAR

Ref: 05/20

## アウトライン

- ・ 本回覧は、回覧 1/19 でお伝えした北朝鮮民主主義人民共和国に対する経済制裁についてのアップデートです。
- ・ メンバーは、最近発行された 2019/2020 北朝鮮経済制裁についての国連北朝鮮専門家パネルのレポートに注目しています。
- ・ 上記の国連レポートは、北朝鮮への経済制裁に反して行われた海上での貿易活動についての詳細情報を提供しています。
- ・ すべてのメンバーは、対北朝鮮経済制裁に違反する活動を、意図的であるか否かにかかわらず、避けなければなりません。

メンバー各位

## 北朝鮮-国連、米国、および EU による経済制裁の発令

今回のクラブ回覧では、2019年発行の回覧 1/19 でお知らせした、北朝鮮民主主義人民共和国に対する経済制裁へのアップデートをお知らせします。このアップデートは、最近発行された 2019/2020 国連北朝鮮専門家パネルのレポートを反映させたものです(レポート参照)。

## 背景

同レポートは、北朝鮮の政権が、核開発を終了する措置を講じていないことを指摘しています。これは、北朝鮮が国連安全保障理事会の決議に違反する行為を継続していることを意味しており、厳しい経済制裁がとられ続けているのは、そのためです。国連専門家パネルによると、北朝鮮は石油精製品の不法輸入と、砂や石炭の輸出により継続して得ている収益によって弾道ミサイル計画への資金を調達しており、海上での貿易活動は、北朝鮮の収益構造を助長するものだという認識です。

国連および各国執行機関からのメッセージは明確なものです。船主は、制裁措置に対する監視や見張りが連携して行われており、制裁違反があった場合には、国連加盟国の協力を通じて、より多くの証拠が収集され報告されることを認識していただくよう強くお勧めします。

## 北朝鮮籍以外の船舶が使用されている証拠

同レポートは、北朝鮮籍ではない船舶が、違法な海上での船舶間貨物積替え(瀬取り)に継続して使用されていることを指摘しています。同レポートはさらに、北朝鮮が違法行為の発覚から逃れるため、北朝鮮籍以外の船舶間で国際水域での瀬取りを行い、そのまま北朝鮮の南浦(Nampo)へ向かい違法貨物を引き渡す、という貿易手法に変更したと伝えています。これら船舶は、違法取引が探知されるまで何度かにわたってこのような操業を繰り返していました。

このような行為により、北朝鮮は、国連安保理決議第 2397 号(2017年採択)第 5 項で定めた取引量の上限である、50 万

バレルのおよそ3倍もの石油精製品を手に入れたのです。

国連加盟国の支援を受け、14隻の船舶が特定されましたが、国際グループ加盟のP&Iクラブに加入している船舶はひとつもありませんでした。不正輸入等に携わる船舶の真の所有者やその資本関係者の隠蔽目的で、船舶の登録所有者の大半が解散もしくは登記抹消したか、あるいは船籍自体を偽っているとのことでした。

専門家パネルは、規制当局や執行機関、また海運業界全体が警戒を続け、さらに各企業が適切かつ効果的な注意義務および努力をし続けることの必要性を指摘しています。特にタンカーオペレーターについては、船内の貨物が最終的にどこへ届くのかを特定するための最大限の努力が求められています。こうした瀬取りは夜間にAIS装置を稼働しない状態で頻繁に行われ、その後IMO番号のない小型船舶によって真の目的地へ輸送されることがわかっています。

同レポートによると、北朝鮮は不正輸入の方法を継続的に刷新し、探知されぬような方法に進化させています。また専門家パネルによると、最近では、小型船舶は使用せず、スクラップ船市場から廃棄される予定の大型ばら積み船を手に入れ、石炭輸送に利用しているとのことでした。

### 契約締結時の注意

2019年5月3日、米国財務省外国資産管理局（以下OFAC）は、“Framework for OFAC Compliance Commitments（『OFAC-法令遵守へのコミットメントを達成するためのフレームワーク』）を発行しました。この中で、OFACは経済制裁への効果的なコンプライアンスプログラムを構成するための必須要素を解説しています。国際グループのすべてのP&Iクラブが当時回覧を発行し（UKクラブ回覧10/19）、すべての船主、用船者、貿易業者が経済制裁違反のリスクを軽減するための対応をすることの重要性を強調しました。

最新の国連レポートを受け、当クラブは、北朝鮮と関連のある活動を行う際の経済制裁違反リスクを軽減するため、引き続き最大の注意義務を尽くすよう、すべてのメンバーに向け今一度ご忠告いたします。経済制裁に違反する行為が行われた場合のペナルティとして、国連、OFAC、その他執行機関による制裁対象者指定や資産凍結、制裁対象者リストへの掲載等が挙げられます。

北朝鮮に関係したあらゆる取引は、監視機関によるAIS、長距離識別追跡（LRIT）、衛星画像、その他の機器を用いた監視・精査の対象となります。北朝鮮への制裁に違反したと疑われた船舶は、各国当局によってリストに掲載され、調査が実施される間、港で拘留される可能性があります。

### 保険てん補について

制裁違反と判断された行為があった場合には、保険てん補は取り消しということになります。北朝鮮およびその関係者との間で、仮に合法的な取引を遂行できる場合であっても、国際グループが北朝鮮に寄港する船舶をサポートする可能性は低いとお考え下さい。その場合、保険金や諸費用の支払い、または保証状の発行が遅延するか、あるいはこれらが完全に禁止される可能性があります。

瀬取りに限らず、北朝鮮とのあらゆる取引に伴うリスクを軽減すると共に、北朝鮮関係者との禁止取引を意図的であるか否かにかかわらず行うことがないように、可能な限り最大の注意義務を尽くすことをすべてのメンバーに向け強く促します。国際グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UKP&Iクラブ 日本支店

お問い合わせは以下へお願いいたします。

Nigel Carden(ナイジェル・カーデン)

nigel.carden@thomasmiller.com or telephone +44 20 7204 2147